

周南市農業委員会委員候補者選考基準 <中立委員を除く>

	項目	配点
1	認定農業者等 認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人	5
2	女性、青年 ※青年とは50歳未満の者	3
3	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める農業経営の指標に準ずる個別経営体	3
4	農業に関する公的資格保有者	2
5	農業団体から推薦を受けた者 ※農業団体とは農業者で組織された法律に基づく団体(農協、土地改良区等)	1
6	農業従事年数が継続して10年以上の者	1
7	農業委員及び農地利用最適化推進委員の経験者 ※市内外は問わない	1
8	農協、農業共済、行政の農政業務の経験者 ※市内外は問わない	1
9	農地等の利用の最適化の推進に貢献が期待できる者 <採点方法等> 経歴、推薦を受ける者の抱負等、応募の理由等から以下の基準で採点する。 各委員の採点結果を集計し、最も多い区分の点数とする。 ■優れている(1点) ○十分に識見を有している(最適化推進の重要性を理解・認識している。申込書にしっかりと記述がある)。かつ ○これまでの経歴や活動(農業委員や行政等職員としての経歴・活動は除く)、熱意から最適化推進に積極的な取組みが期待できる。 ■特に優れている(2点) 上記に加え最適化推進に向けた具体的方策が記述されている。	1~2
10	現職委員の農業委員会総会への出席率 ※現職委員の任期中、総会への出席率が8割以下の者	-1
11	現職委員の任期中に委員として、ふさわしくない行為があった者 <判断基準> 「ふさわしくない行為」とは、客観的事実に基づき以下の全てに該当する場合。 ○対象行為により農業者・農地所有者の信頼を損ねた場合。 (現時点において信頼回復に至っていると認められる場合を除く。) ○対象行為が招く結果を十分に予想できた、又は、通常の注意を払えば防ぐことができたと考えられる場合。 ○対象行為を非難される度合いが農業委員以外の者が行った場合と比較して大きい場合。	失格
12	被推薦または応募後に、委員になるに、ふさわしくない行為があった者 ※基準項目11に準じる。	失格

※項目11・12について、対象行為が「ふさわしくない行為」に非該当であっても、その行為を考慮の上、選考を行うものとする。

<同点の場合の選考方法>

1	農業経営の規模や作型、農業への見識、活動への意欲、本市の農業政策への理解等を申請書類により確認するとともに、農業委員会の将来展望等を農業委員会事務局に聞取りし、総合的に判断する。
2	上記1の方法では困難な場合、選考委員会において面接を行った上で、総合的に判断する。